

住宅サポートローンワイド

2023年12月1日現在

1. 商品名	住宅サポートローンワイド…しんきん保証基金
2. ご利用いただける方	<p>(1) 当金庫の営業地区内にお住まいの方、又は営業地区内の事業所に勤務している方</p> <p>(2) 申込日時点または貸付実行日時点において、当金庫の有担保住宅ローン（代理貸付を含む）を契約中で最終返済時のご年齢が満80歳以下の方 ※当該住宅ローンの連帯債務者の方も対象</p> <p>(3) ご年齢が満20才以上で、安定継続した収入のある方</p> <p>(4) しんきん保証基金の保証を受けられる方 ※上記（1）～（4）の全てを満たす方がご利用できます</p>
3. ご利用期間	・3ヶ月以上20年以内
4. ご利用金額	・500万円以内
5. お使いみち	<p>健康で文化的な生活を営むために必要な資金で以下（1）（2）のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 申込人またはその家族（配偶者・直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）・子・孫）が必要とする資金 ※申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <p>(2) 申込人が当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※当座貸越型消費者ローンの借換え資金は、当該ローンを解約する場合に限りま</p> <p>(3) 保証対象とならないもの ①個人間売買による購入費用、②お支払い先が申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業の場合、③株式取得資金、④投機的な性格の資金、⑤税金支払い資金（例外として当庫を窓口として納付される相続税・贈与税は保証対象とします）、⑥第三者への転貸資金、⑦当該住宅ローンの不足資金（担保不足等により住宅ローンに含められなかった資金）、⑧事業資金</p>
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率とさせていただきます
7. ご返済方法	<p>(1) 元金均等毎月返済、または元利均等毎月返済のいずれかとします（6ヶ月以内の元金据置は可能です）</p> <p>(2) ボーナス併用による返済も可能です（ただし、ご融資金額の50%以内です）</p>
8. 必要書類	<p>(1) 本人確認書 ・運転免許証（表裏） ・運転免許証を取得されていない方は下記①～⑤のいずれか ① 個人番号カード（表面） ② パスポート（2020年2月3日以前に交付したもの） ③ 顔写真付住民基本台帳カード（表裏） ④ 運転経歴証明書（表裏） ⑤ 上記①～④をお持ちでない方は健康保険証等 ⑤の場合、住民票抄本や公共料金の領収書等のご提示が必要となります ※外国籍の方は永住権を取得している「在留カード」または「特別永住者証明書」</p> <p>(2) 年収確認書類 公的所得証明、源泉徴収票、確定申告書控、年金裁定（改定）通知書または前年受取額を証する書類</p> <p>(3) お使いみちの確認できる書類（振込依頼書等）</p>
9. 事務手数料	・不要です
10. 保証料	・金利に含まれます

1 1. 保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・しんきん保証基金が保証しますので必要ありません (別途保証料が必要になります)
1 2. 担保	<ul style="list-style-type: none"> ・不要です
1 3. その他	<p>(1) ローンの詳細い内容、またはご融資利率やご返済の試算については、窓口にお問合わせください</p> <p>(2) ご利用に際してはお申込後審査をさせていただきます しんきん保証基金の保証が受けられない等、結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください</p>
1 4. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部（9時～17時、フリーダイヤル：0120-308-770、電話：03-3742-0621）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。なお、上記の各弁護士会（東京三弁護士会）に直接申立ていただくことも可能です</p> <p>また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます、その際には①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）がございました</p> <p>ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください</p>